

令和4年11月24日

公 告

防衛省陸上自衛隊美幌駐屯地
業務隊長 圓山紀子

北海道網走郡美幌町字田中国有地に所在する陸上自衛隊美幌駐屯地において食堂の設置及び経営希望者を下記のとおり募集いたしますので、業者説明会に参加して頂き、関係事項を承知の上、お申し込み下さい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名（公募業種）
食堂の設置及び経営業務
（食堂（飲酒提供を含む。夜のみ営業可））
- (2) 業務期間（国有財産使用期間）
令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）
- (3) 募集期間
令和4年11月25日（金）～令和4年12月8日（木）
- (4) 設置施設の所在地及び名称
防衛省陸上自衛隊美幌駐屯地内厚生センター

2 応募に必要な資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、食堂の経営業務の全てを自社で遂行できること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているものではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 当駐屯地において実施する「業者説明会」に参加すること。

3 業者説明会

- (1) 日 時：令和4年12月12日（月）午後1時10分から
（都合により参加できない場合は、連絡下さい。後日説明させていただきます。）
- (2) 場 所：陸上自衛隊美幌駐屯地内厚生センター
- (3) 説明事項：募集要領、提出書類等に関する事
- (4) その他：参加希望者は、令和4年12月9日（金）午後16時までに会社名、氏名、連絡先（電話番号）を電話により下記連絡先まで連絡して下さい。

4 その他

- (1) 細部の内容は、当日配布の募集要領・仕様書により説明します。
- (2) 説明会参加者は、印鑑を持参して下さい。
- (3) 業者説明会参加者は、美幌駐屯地正門で入門受付を行った後、警衛隊の指示に従って下さい。また、受付で入門手続きを行う関係上、時間に余裕をもって来訪して下さい。

5 問い合わせ先

- (1) 住 所
〒092-8501
網走郡美幌町字田中国有地
陸上自衛隊美幌駐屯地業務隊厚生科
- (2) 担 当： 阿部・清川
電 話： 0152-73-2114 内線368
FAX： 0152-73-2114 (336)